河南町家具転倒防止器具取付工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具の転倒等の被害から高齢者、障がい者の身体の安全を確保するため、河南町内の居住空間をもつ建築物において家具転倒防止器具の取付けを行う者に対し、河南町家具転倒防止器具取付工事費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、河南町補助金等交付規則(平成14年規則第13号。以下「規則」という。)に定めがあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「家具」とは、タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具、テレビ及び冷蔵庫など災害時に転倒等することにより人命に危険性を及ぼす可能性のあるものをいう。
- 2 「家具転倒防止器具」とは、家具の転倒等を防止するために有効な金具などの器 具をいう。
- 3 居住空間をもつ建築物とは、一定の住まいを定め生活を営むことができる建築物のうち一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅(店舗その他これに類するものの用途を兼ねるものを含む。)及び日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。)をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本町の租税 及び公課の滞納がない世帯であって、かつ次に掲げる要件のいずれかを満たす世帯 の世帯主とする。
 - (1) 本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記録を されている65歳以上の者のみで構成する世帯
 - (2) 本町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている15歳未満の者と 前号に規定する65歳以上の者のみで構成する世帯
 - (3) 本町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている障がい者手帳を所 持する者(介護保険法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者及び要支援 者を含む)のみで構成する世帯

- (4) 本町に居住し、住民基本台帳法基づく記録をされている15歳未満の者と前 号に規定する障がい者手帳を所持する者(介護保険法第7条第3項及び第4項 に規定する要介護者及び要支援者を含む)のみで構成する世帯
- (5) 本町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている65歳以上の者と 障がい者手帳を所持する者(介護保険法第7条第3項及び第4項に規定する要 介護者及び要支援者を含む)のみで構成する世帯
- (6) 本町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている65歳以上の者と 障がい者手帳を所持する者(介護保険法第7条第3項及び第4項に規定する要 介護者及び要支援者を含む)及び15歳未満の者のみで構成する世帯

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、事業者 が施工した住宅の家具転倒防止器具の取付工事とする。

ただし、転倒防止器具等の資材及びその調達に必要な費用は、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の合計額とする。ただし、当該合計額が住宅1戸につき16,000円を超える場合にあっては、補助金の額は、16,000円とする。

(交付の申請)

- 第6条 規則第5条の申請書は、河南町家具転倒防止器具取付工事費補助金交付申請書(別記様式第1号)によるものとし、当該住宅が申請者の持家でない場合は、所有者等の同意書を添付しなければならない。
- 2 第1項の申請書は、住宅1戸につき1回限り提出することができる。

(決定の通知)

第7条 補助金の決定の通知は、規則第6条の指令書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第9条の補助事業等実績報告書は、河南町家具転倒防止器具取付工事費 補助金実績報告書(別記様式第2号)によるものとする。
- 2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 家具転倒防止器具の取付け工事に係る領収書の写し

- (2) 家具転倒防止器具の取付けに要した費用明細書の写し
- (3) 家具転倒防止器具の取付前後の状況を証する写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定、通知)

第9条 町長は、河南町家具転倒防止器具取付工事費補助金実績報告書により、補助 金の額を確定したときは、規則第10条の指令書(様式第6号)により行うものとす る。

(交付の請求)

第10条 規則第10条の交付請求書は、河南町家具転倒防止器具取付工事費補助金 交付請求書(別記様式第3号)によるものとする。

(免責)

第11条 町長は、この事業により器具の取付けを行った家具が転倒するなど、この 事業の利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。